優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年五月十八日付官報の号外第一〇二号八十九頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都千代田区九段南四丁目六番一号九段シルバーパレス二〇二号室

エスエフ・ベガ特定目的会社

取締役　飯村　忠昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一〇二頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス習志野2特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一〇頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス杉戸特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一一頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス枚方特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一〇一頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス埼玉三郷特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億六千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一〇一頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス尼崎特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一〇二頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス杉戸2特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一一三頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

鳥栖1特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一一四頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス津守特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一一四頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

昭島特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一一四頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

プロロジス岩槻特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一一五頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

郡山1特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年五月二十五日付官報の号外第一〇七号一一五頁に掲載されています。

平成二十一年十一月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

基山特定目的会社

取締役　リー・コック・サン

取締役　ケン・チャン・チェン・ウェイ